

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第五十四号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

海岸法の一部改正に伴い、新たに西部建設事務所長等へ委任する事務を追加するなど関係規定の整備を行った。

二 施行期日

平成二十六年八月十一日

★ 警察本部長等に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第五十五号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

電子入札により締結する契約に関する事務を知事が処理するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年十月一日